

第20号様式（第20条関係）
（防火対象物用）

八広消 第 号
年 月 日

様

印

報 告 徴 収 命 令 書

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定により、下記のとおり報告するよう命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

記

1 命令事項

2 履行期限 年 月 日まで

教示

- この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(危険物施設用)

八広消 第 号
年 月 日

様

印

報 告 徴 収 命 令 書

火災の防止のために必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定により、下記のとおり報告するよう命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

記

1 命令事項

2 履行期限 年 月 日まで

教示

- 1 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。